

一七世紀後半ヘリフォード州の農村における消費活動

— 家屋と家財道具から —

1 はじめに

近世イギリスの社会経済史を論じる際、「大改築 (Great Rebuilding)」という考え方があつた。W・G・ホスキンスが提唱した概念で、一六世紀後半から一七世紀前半に全国の農村で生じた家屋の増改築現象を示すものである。この増改築は家屋の高層化と部屋数の増大、各部屋の機能分化、プライバシーの確立を含んでおり、また家財道具の充実を同時に伴っていた。その背景には、一六世紀中葉に始まる穀物価格の上昇という現象があり、そこから恩恵を得たフリーホルダーが主な担い手であった。「大改築」の結果、全国の死亡率が低下し、したがって人口増加が生じたと説明されることから、人口史

石 井 健

研究へ一石を投じるとともに、こういった消費活動が国内産業の活動を指摘し、いわゆるプロト工業化をもたらしたのではないかとも考えられる。その後、「大改築」の時期の面で批判を受けたが、概念の中身自体はなおも有効であり、この時代の社会生活を考察する上で重要な導き手となっている⁽¹⁾。

ところで、拙稿「十七世紀中葉の西ミッドランドの農村」において扱ったヘリフォード州ワイ川流域の農村地帯は「大改築」が早い時期に生じてもおかしくない地域であった。ここはワイ川がもたらす肥沃な土壌により有数の穀物生産地域であったからである。ホスキンスの議論に従えば、この地域のフリーホルダーたちは穀物価格の上昇から利益を得て、それを家屋の増改築や家具の

充実に当てたはずである。

しかし本当にそうであったのか。本当に「大改築」は生じていたのだろうか。本稿はこの点を検証し、それを通じて、この地域の消費活動の実態を、限られた視角からではあるが、明らかにしてみたいと思う。

本稿の構成は以下の通りである。第一に、以下の考察で使用する史料の説明と本稿の考察対象の特定である。第二に、ワイ川流域の農村社会において、家は主にどの程度の規模であったのか、また、各部屋の機能分化がどの程度進んでいたのかを考察する。第三に、同地域について、家財道具の所有状態を通じて、その充実度を探る。

2 予備考察：史料と考察対象

本稿第三節以下の考察において主に使用する史料は検認遺産目録 (Probate Inventories) である。一七世紀のイギリス社会において、遺言を残すことは一般的な慣習であったが、この遺言を執行するに先立ち、死者の所有していた動産を列挙し査定して目録を作成することが行われた。これが検認遺産目録である。この目録を教会

裁判所に提出し、主教の検認を受けることが当時の人々にとって遺言を執行する上で重要なプロセスであったが、結果として我々には当時のイギリス社会の様々な側面を知るための重要な史料が残されることとなった。なぜならば、この目録は様々な「動産」を記述しているからである。ここで言う「動産」とは「不動産」すなわち土地及びそれに付随するもの(家屋など)を除く一切の財産を指し、衣類や様々な家財道具はもちろんのこと、農具や工具、原材料、家畜、収穫物及び育成中の農作物、食料、現金、債権、借地権をも含む幅広い概念である。したがって、遺産目録は古くから農業史研究に活用されてきたほか、近年では当時の消費生活を明らかにするために利用されるようになってきた。⁽³⁾

また、この遺産目録は、部屋ごと、家屋ごとに査定がなされている場合がある。例えば「ホールには (In the Hall)」といった書き出しで項目が始まり、その部屋におかれている動産が列挙され、査定額が記述されているのである。したがって、こういった記述が行われている遺産目録を使うことで、当時の家屋にどのような部屋が存在し、それぞれの部屋はどのように使われていたのか

を明らかにする研究が建築史の分野で精力的に進められてきた。⁽⁴⁾

本稿では以上のような先行研究にしたがい、検認遺産目録を利用していくことになる。ただし、検認遺産目録を史料として扱う際にはいくつかの問題点があり、扱いには十分に注意すべき事もすでに指摘されている。そのうちの何点かは本稿の考察においても重要であるため、以下に列挙しておく。第一に、当然ながらこの史料には不動産は含まれていないので、死者の全財産を示すものではない。遺言状には不動産の譲渡も触れられるのであるが、その規模がどの程度であったかが記述されていることはなく、したがって、死者の全財産を問題とする場合には、マナー記録なり他の史料と重ね合わせた上で行わなければならない。残念ながら、本稿の対象とするワイル川流域の農村の場合には、それに該当する史料は現存せず、したがって、死者の全財産はいかほどであったかを知るすべは残されていない。ただし、消費活動を問題とする本稿においては、さしあたり死者の全財産を知る必要はなく、したがって、本稿においてこの問題点の影響は少ないと思われる。

第二に、すべての動産が個別に記述されているわけではない。個別に記述し査定するに当たらないと査定人が判断した細々としたものは「真鍮(Drass) 何ポンド、白目(pewter) 何ポンド」といったグループ名で一括りに記述・査定されていたり、その他の項目に含められていたり、あるいは査定すらされない場合もある。個別に登場してこないからといって、それが存在しなかったとは必ずしも言い切れないことがあり得るのである。したがって、遺産目録に個別物品名が記述されている割合は実際に存在していた割合よりも過小評価されて現れることになる。

第三に、二番目と似たケースであるが、すべての部屋が記述されているわけではない。個別に記述・査定する必要のない細々した雑貨のみが置かれている場合、あるいは空き部屋の場合、こういった部屋が記述される可能性は極めて低い。実際、「ホールの上の部屋」(the chamber over the Hall)」という項目でその部屋に置かれている動産の記述はありながら、当のホールについてはその項目で始まる動産の記述がない史料が存在するが、これなどはその証左である。また、「the chambers」

“rooms”と複数の部屋をまとめて記述している史料もあり、実際には何部屋あるのか、どの部屋に何が置かれていたのか、その部屋の用途は何か等が分からない場合もある。したがって、ここでもまた遺産目録に登場する部屋数は実際に存在した部屋数よりも少ないことになる。

また、部屋名の記述が全くない史料の場合、これは部屋ごとに記述しようという関心が査定人になかったためなのか、あるいは部屋ごとに分けて記述するほど動産を所有していなかったからなのか、またあるいはそもそも掘って建て小屋のように部屋割りのない家屋だったからなのか、いずれの場合が該当するのかを検認遺産目録からだけで判断する事は不可能である。したがって、実際は部屋割りのない家屋であったとしても、史料的には裏付けようがないため、考察の対象外とせざるを得ない。

第四に、すべての人が遺産目録を残せたわけではない。当然ながら、残せるだけの動産を生前所有していた人に限られる。これは主に「中産層以上」の人々ということになる。もちろん、例外的に労働者層が残している場合もあるが、これはその中でも比較的成功的な、裕福な部分の意味し、その意味で例外的な存在である。したがっ

て、検認遺産目録が示すのはある社会全体の比較的裕福な限られた人々、それも死者の動産のみである。

四番目の問題は、本稿の考察対象となる社会層がまずと主に動産を残せた「中産層以上」に限定されてしまうことを意味する。これは、一七世紀中葉ヘリフォード州ワイ川流域の農村地帯においては、主にジェントリ層、ヨーマン層、そして職人や商人、上層のハズバンドマンを含む庶民層となる。ただし、目録を残した労働者も庶民層の一部として扱う。また、一部の女性も遺産目録を残しているが、貴族・ジェントリーを除いては、一つの独立した社会集団として扱う。以上の人々はちょうど一七世紀後半の炉税(Hearth Tax)を支払った層に当たり、ワイ川流域の農村社会では上位約六〇%をしめる集団である。⁽⁶⁾ また、「大改築」の担い手とされるフリーホールダー層とおよそ重なる。したがって、これらの社会層を対象とすることで本稿の目的を満たすことが出来るであろう。

なお、考察対象の時期は一六六〇年から一六八〇年に限定される。これは対象となる検認遺産目録が一六六〇年以降しか残されていないからである。また、ヘリフォ

ード文書館 (Hereford Record Office) には、調査時点 (一九九六年) で一六八〇年までの分しかインデックスが存在せず、予備調査には煩雑な手間と時間を要するため、限られた調査時間を考慮してそれ以降については断念した。しかし、対象期間はほぼチャールズ二世治下の王政復古時代に当たり、それ自体は一つの意味ある時期である。⁽⁷⁾

3 考察一：家屋

一七世紀後半のイギリスの家屋は大きく変わりつつあった。森林の減少と木材価格の上昇のため、家屋は次第に中世には一般的であった木造建築から石造・煉瓦造へと移りつつあったからである。それはまた、時代の流行でもあった。特に煉瓦建築の流行は、南東部地域を先頭に南西部からミッドランドへ、また貴族の屋敷から庶民の民家にまで浸透しつつあった。これは完全に煉瓦建築に建て替える場合の他、既存の建物の一部を煉瓦造に改築する場合も含まれた。⁽⁸⁾

ところが、ヘリフォード州では一七世紀後半においても森林が豊かであったことが逆に時代の流行から取り残

される結果をもたらした。ここでは木造建築が民家からジェントリーの屋敷に至るまで標準であった。ワイ川流域の農村も例外ではない。木造建築が標準であったことは現存する当時の民家が如実に伝えているが、このことは史料からも窺える。例えば、オルムリー教区の教区委員・貧民監督官の会計簿一六六四年五月一日の項には前年度に教区住民の家屋建築のために資金を提供したことを示す項目が記述されている。それによると、資材として木材と枠組 (frame) を運搬し、屋根を藁葺きにし、壁を木ずり土壁 (wattle and daub) にしたとある。⁽⁹⁾ 明らかに、この家屋は木造建築である。

建築構法自体中世の伝統を色濃く残したものであった。ヘリフォード州の木造家屋でよく使われた建築構法は二つある。クラック (cruck) 建築と木造枠組 (timber-framed) 建築である。クラック建築とは、クラックすなわち湾曲した柱で屋根を支えている建物のことである。中世末以来使われており、現存するこのタイプの家屋はヘリフォード州に最も多くみられる。木造枠組建築の場合、枠組みのパターンにはいろいろな種類があるが、ヘリフォード州で一般的だったのはクローズ・スタッディ

ング (close studing) である。これは木造枠組の中でも最も簡素で古いタイプで、狭い間隔で間柱 (stud) を並べて枠組みするものである。いずれにせよ、ヘリフォード州の木造建築は基本的な構法については中世的伝統にしたがっていたわけであるが、しかしながら、完全にすべてが中世と同じであったというわけではない。石造または煉瓦造の煙突を導入していたり、上階を導入したりといった変化が見られるのである⁽¹¹⁾。

検認遺産目録に現れる部屋の数は、そのような部分的な改築が行われた可能性を示唆している。二四七通の検認遺産目録の中には五六軒分、三一九室の室名が記述されており、一軒当たりの平均部屋数は五・七部屋である。ただし、半分の家屋で上階の存在が確認されており、その点を考慮すると、平屋建ての場合は最小一部屋、最大六部屋で平均二・三部屋、二階建て以上になると少なくとも三部屋以上あり、平均で約九部屋へと増大する(表1)。一七世紀のもっとも基本的な木造建築の場合、一階中央にホール、その左右にパーラーやサールビスルームを配置するのが普通であった。建築史で言うところの貫通路家屋型である。史料の性格上、先の平均値は過小

評価されたものであるから、実際にはもう少し部屋数は多かっただろう。したがって、二階部分を増築するなり、翼部分を増築するなり、大きな部屋を複数の小さな部屋に分割するなりといった部分的な増改築が行われたと考えることが出来る。

しかしそれでも同時期の他地域と比較すれば、その歩みは遅かったといえる。例えばエセックス州中部の農村では一家屋当たり平均八部屋で、その大部分が上階を持ち、また、グロスター州南部の農村では約七部屋であったが、やはり八割近くが上階を持っていた⁽¹²⁾。しかも、その多くの家屋はヨーマンの家屋である。一方、ワイ川流域の場合、ジェントリーの屋敷が約一―二部屋、それ以外の階層の民家では四部屋から五部屋が標準的な部屋数であった(表1)。

また、ワイ川流域の家屋プランは基本的には貫通路家屋と思われるが、しかしそうでない可能性を示唆する記述が検認遺産目録から読みとれる。納屋の記述のない家が約半分占める点である。そのうちのほとんどが何らかの家畜(乳牛など)を所有していたとあることから、農家の場合にはヘリフォード州に多かったロングハウス

であった可能性がある。ロングハウスとは人と家畜が同じ屋根の下で生活する民家のことである。中世に多く見られる家屋プランであるが、イギリス南部の多くでは中世末に家屋の狭隘化から家畜部屋部分を切り離して貫通通路家屋へ移行していった。しかし、ヘリフォード州では一七世紀に入ってもロングハウスのまま使われていたのである。これが遺産目録に現れる納屋を持たない(しかし、家畜は所有している)平屋建て二、三部屋の家屋に当てはまるかもしれない。とすると、家屋プランという点からは未だ「大改築」以前の、いっそう古い様式を引きずった家屋がなおも使われていたことになる。⁽¹⁵⁾

それでは、各部屋の機能分化はどの程度進んでいたであろうか。まず、一家屋内の部屋の構成を見ておこう。平均で四ないし五部屋の家屋の場合、その部屋の構成はホール、チェンバー、パラーの三部屋に台所、貯蔵室、酪農室などから二部屋を加えたものが標準となっており、商人や職人の家屋ではその選択肢の中に店舗が含まれていた。ジェントリーの家屋の場合は、さらにチェンバーが三部屋から四部屋増え、その他様々な名称をもった部屋が三部屋含まれた。また、平屋の場合、ホールとチェ

ンバーにもう一部屋というのが基本で、二階建て以上にすると、これにチェンバーがさらに二部屋とパラーが必ず付け加わった。とくに二階建ての家屋で部屋数が四部屋から五部屋の場合、一階にはホール、パラー、台所や貯蔵室その他サービスルームが存在し、二階にチェンバーが存在していたと考えられる。実際、二階にある部屋の三分の二はチェンバーであり、残りはソーラーが六分の一、その他二割となっている。これが六部屋、七部屋となってくると、その分チェンバーの数が増えてくることになる(表1)⁽¹⁶⁾。

以上からどの家屋でもまずホールがあったことが分かるが、では、どのように使われていたのだろうか。検認遺産目録に記述されたホールの実に九割は居間や食堂として使われていた。さらに半数のホールでは台所代わりにそこで調理も行われていた(表2)。これはどの階層においても言えることで、このような機能の集中はホールが中世の伝統を守ってなおも家屋の中で家庭生活の中心の場として機能していたことを想像させる。そしてまた、ホールが調理場も兼ねていたという点が台所をもった家屋が少ないことの理由であることは容易に理解できる。

(127) 一七世紀後半ヘリフォード州の農村における消費活動

表1 各部屋の有無(職業・身分別)

	計	平均炉数	平均部屋数	ホール	台所	バーラー	貯蔵室	チェンバー
ジェントリー&聖職者	11	8.2	11.2	81.8%	45.5%	72.7%	36.4%	81.8%
ヨーマン	15	15	4.7	86.7%	26.7%	40.0%	26.7%	80.0%
ハズバンドマン、職人&商人	10	2.0	4.0	70.0%	20.0%	40.0%	10.0%	90.0%
寡婦	6	2.7	4.5	66.7%	0.0%	83.3%	0.0%	100.0%
不明	14	1.2	4.1	92.9%	35.7%	35.7%	28.6%	64.3%
全体	56	2.7	5.7	82.1%	28.6%	50.0%	23.2%	80.4%
一階建て	29	1.6	2.8	72.4%	17.2%	24.1%	0.0%	62.1%
二階建て以上	27	4.0	8.8	92.6%	40.7%	77.8%	48.1%	100.0%

	ソーラー	セラー	酪農室	店舗	その他	納屋
ジェントリー&聖職者	9.1%	36.4%	36.4%	0.0%	72.7%	54.5%
ヨーマン	20.0%	0.0%	20.0%	6.7%	33.3%	40.0%
ハズバンドマン、職人&商人	20.0%	30.0%	10.0%	30.0%	20.0%	50.0%
寡婦	33.3%	0.0%	33.3%	16.7%	33.3%	66.7%
不明	7.1%	0.0%	14.3%	7.1%	28.6%	42.9%
全体	16.1%	12.5%	21.4%	10.7%	37.5%	48.2%
一階建て	10.3%	3.4%	10.3%	17.2%	27.6%	48.3%
二階建て以上	22.2%	22.2%	33.3%	3.7%	48.1%	48.1%

原典・本文注(6)参照

居間・食堂・調理場としてのホール像は、ロングハウスであれ、貫通通路家屋であれ、この地域の民家がホールに上階のないオープンホール型であった印象を与えるが、炉税台帳によれば炉が一つの世帯が七五%から八〇%を占めていたことから、その推測は一層強化されよう⁽¹⁷⁾。また、このようなホールをもっている家屋の場合、パーラーやチェンバー、その他サービスマームに炉が置かれていないことから裏付けられよう(表2)。したがって、ワイ川流域の民家は基本的に中世様式的设计思想を継承した家屋であったといえる。

これはパーラーの利用の仕方を見ても言えることである。近代的な家屋ではパーラーが居間の中心である。しかし、ワイ川中流域の家屋ではパーラーは居間としてだけではなく、同時に食堂としても利用されていたばかりか、約半数は貯蔵・物置として、さらには寝室としても利用されていた。この「寝室としてのパーラー」は中世末の家屋に多い利用法である。

チェンバーは主に寝室として利用されているほか、貯蔵・物置として利用されているものが少なくない。これは全国的に見られる利用の仕方であり、穀物や肉の貯蔵用の

表2 部屋の利用目的

(1) 利用目的の部屋別割合

利用目的

部屋名	計		調理場	居 間	食 堂	貯蔵室	寝 室	その他	二 階	炉
ホ ー ル	47	14.7%	58.1%	41.0%	53.8%	6.1%	0.7%	21.4%	0.0%	43.9%
台 所	16	5.0%	32.6%	2.0%	2.6%	3.0%	0.7%	14.3%	0.0%	22.8%
パ ー ラ ー	33	10.3%	0.0%	29.0%	33.3%	9.7%	12.7%	0.0%	0.0%	8.8%
貯 蔵 室	13	4.1%	0.0%	2.0%	0.0%	7.9%	0.7%	0.0%	0.0%	1.8%
チェンバー	115	36.1%	0.0%	20.0%	6.4%	36.4%	66.4%	0.0%	65.7%	15.8%
ソ ー ラ ー	13	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	6.1%	4.5%	0.0%	12.9%	0.0%
セ ラ ー	8	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
酪 農 室	12	3.8%	0.0%	1.0%	0.0%	6.1%	0.0%	21.4%	0.0%	0.0%
店 舗	6	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	35.7%	0.0%	0.0%
そ の 他	56	17.6%	9.3%	5.0%	3.8%	18.8%	14.2%	7.1%	21.4%	7.0%
計	319	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 各部屋の利用目的別割合 (複数回答あり)

利用目的

部屋名	調理場	居 間	食 堂	貯蔵室	寝 室	その他	二 階	炉
ホ ー ル	53.2%	87.2%	89.4%	21.3%	2.1%	6.4%	0.0%	53.2%
台 所	87.5%	12.5%	12.5%	31.3%	6.3%	12.5%	0.0%	81.3%
パ ー ラ ー	0.0%	87.9%	78.8%	48.5%	51.5%	0.0%	0.0%	15.2%
貯 蔵 室	0.0%	15.4%	0.0%	100.0%	7.7%	0.0%	0.0%	7.7%
チェンバー	0.0%	17.4%	4.3%	52.2%	77.4%	0.0%	40.0%	7.8%
ソ ー ラ ー	0.0%	0.0%	0.0%	76.9%	46.2%	0.0%	69.2%	0.0%
セ ラ ー	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
酪 農 室	0.0%	8.3%	0.0%	83.3%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%
店 舗	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	83.3%	0.0%	0.0%
そ の 他	7.1%	8.9%	5.4%	55.4%	33.9%	1.8%	26.8%	7.1%

注：二階=二階にある部屋 炉=炉のある部屋

原典：本文注(6)参照

部屋と寝室用の部屋はふつう別物である⁽¹⁸⁾。もっとも、寝室に収納用の櫃や箱が置かれていることも多かった。また、寝室一部屋にベッドが二、三人分置かれていることもまれでない。そのうちの一つは脚輪付きベッドであった。これは使用しないときは他のベッドの下にしまっておけるので、狭いスペースを有効に使うことが出来る。しかし、逆に言えば、一人当たりの居住空間が十分な広さをもたなかったということでもある。他方、ジェントリーの屋敷では、各寝室にベッドが一つしかない場合が多く、こういった家屋ではプライバシーが浸透していたことをうかがわせる。その他の部屋については用途がほぼ固定されている。しかし、このような用途の特化した部屋の数が少ないこと自体、中世的な建築様式を引

きずった家屋が多いことを如実に示していると言えよう。

4 考察二：家財道具

一七世紀後半のイギリス社会において、家財道具の普及は物品によって大きく異なっていた。ローナ・ウェザリルによれば、これは一六七〇年代の段階で大きく三つのグループに分類できるという。第一に、この時代にはすでに普及していたもの。これは基本的な家財道具——例えば、ベッドやテーブル、調理用ポット——に多い。

第二に、一六七五年にはすでに一部で使われていたが、しかしまだ一般的ではなかったもの。書物、銀製品、テーブルリネン、鏡 (looking glass)、陶器 (earthen ware) などがあげられる。これらはその後の普及の度合いにより、さらに二組に分けられる。一つはその後もほとんど普及しなかったもので、書物や銀製品がこれにあたる。とくに銀製品の場合、普及の地域差ははっきりとしていて、この当時においてもロンドンでは他地域よりも一般的な製品であった。一方、その後劇的に普及したのとしては陶器、鏡があげられる。第三に、当時の新製品。これには一六七五年当時には全く知られていな

かったもの——磁器 (china) やホットドリンク用の食器類——と、その時点ではまだとても珍しかったもの——時計、絵画、窓用カーテン、ナイフとフォーク——とが含まれるが、いずれの場合でも装飾的であったり、新しい食習慣と関連があったりといった特徴をもっていた。これらはその後一七〇〇年から一七二五年の間に急速に普及することになるが、これにもまた地域差があり、一七二五年にはすでに一般的な物品になった地域もあれば、いまだ知られていない地域もあったという。⁽¹⁹⁾

翻って、ヘリフォード州ワイ川流域をみると、第一のグループ、すでに普及していたと言われている物品が必ずしも十分に普及していたとはいえない (表3)。寝具はだいたいどの階層でも普及しているが、テーブルはハズバンドマン層では半分程度にとどまり、ポットはどの階層においても半分程度しか所有していない。また、普及している寝具にしても、より細かくみていくと中身にばらつきがある。ベッドカーテンやあんかはジェントリー層でもあまり普及しておらず、こういったものの使用はまだ贅沢であったことを示している。ベッド自体、高級品は全くと言っていいほど登場していない。唯一記

表3 家財道具の所有割合

	計	中間値		収納具	テーブル	テーブル リネン	ポット	鏡	聖書・書籍
		査定額	家財道具						
ジェントリー&聖職者	31	£106	£29	87.1%	87.1%	71.0%	41.9%	19.4%	45.2%
ヨーマン	57	£49	£11	73.7%	75.4%	75.4%	40.4%	0.0%	3.5%
ハズバンドマン	5	£23	£6	80.0%	40.0%	40.0%	60.0%	0.0%	0.0%
職人&商人	29	£19	£6	89.7%	86.2%	58.6%	55.2%	0.0%	0.0%
労働者	4	£14	£2	25.0%	0.0%	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%
寡婦&独身女性	33	£19	£7	87.9%	54.5%	60.6%	54.5%	0.0%	0.0%
不明	88	£18	£5	67.0%	55.7%	34.1%	47.7%	0.0%	3.4%
全体	247	£24	£7	76.1%	66.4%	54.7%	47.4%	2.4%	7.7%

	ベッド 枠組み	枕	枕カバー	シーツ	毛布	ペナド カバー	カーテン	あんか	その他	寝具 (全体)
ジェントリー&聖職者	87.1%	64.5%	38.7%	54.8%	35.5%	58.1%	35.5%	9.7%	41.9%	87.1%
ヨーマン	98.2%	63.2%	28.1%	73.7%	49.1%	61.4%	12.3%	7.0%	33.3%	98.2%
ハズバンドマン	100.0%	80.0%	0.0%	80.0%	20.0%	40.0%	0.0%	0.0%	40.0%	100.0%
職人&商人	96.6%	72.4%	37.9%	82.8%	58.6%	72.4%	10.3%	10.3%	24.1%	96.6%
労働者	75.0%	25.0%	0.0%	75.0%	75.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	100.0%
寡婦&独身女性	87.9%	63.6%	24.2%	78.8%	48.5%	60.6%	18.2%	6.1%	21.2%	87.9%
不明	78.4%	48.9%	11.4%	48.9%	34.1%	44.3%	5.7%	3.4%	22.7%	78.4%
全体	87.9%	59.1%	23.1%	64.4%	42.9%	55.9%	13.0%	6.1%	27.9%	88.3%

原典・本文注(6)参照

述があるのは「ダマスクス製ベッド (Damask bed)」だけである。他方、「古い」と形容されたものが少なくない。当然何年も使い古されたものであり、新品を購入する余裕がなかったと考えられる。タイプ別に見た場合には羽毛ベッド (feather bed) が最も普及していたが、次いで粗殻ベッド (chaff bed) が使われており、一ランク低いベッドが多く使われていたことを示している。同様に、ベッドを支える枠組についても質的には一ランク劣る脚輪付きベッド (trundle or truckle bed) がよく使われていた。これは脚輪がついた低いベッドで、日中は脚の高いベッドの下に仕舞っておくことが可能なタイプである。すでに触れたように、狭いスペースを有効に使うことが出来るが、逆に言えばそれだけ部屋が、あるいは家が狭いのであり、また、複数の人間が一つの空間を共有していたわけで、「大改築」によって生じたとされる居住空間におけるプライバシーの確立とは異なった存在といえる。

次に、一部の地域では使われていたが、まだ一般的でなかったとされる書物やテーブルリネン、鏡などについては、テーブルリネンを除けば、ほとんどジェントリー

層に限られている。テールリネンにしても、ジェントリー層とヨーマン層ではかなり普及しているが、職人・商人層や女性層ではやや低く、その他の階層では半分を下回っている。当時の食習慣では、近代的なナイフとフォークを使うことはほとんどまれで、大多数の場合、多目的ナイフとスプーン、それに指を使った。そのため、指先の汚れを拭うためのナプキン類は必需品であった。⁽²⁰⁾その点から考えて、リネンの使われていなかった家庭では、リネン以外の材質によるもの、しかも査定の対象外となるような安価なものが使われていたのであろう。

書物については、ジェントリー層で半分弱、ヨーマン層に若干の他は、ほとんど記録がない。全体的には八%弱の所有率で、本稿の考察がピューリタン革命後の社会を対象としていることを考慮に入れると、その低さは注目すべきである。ただし、すべての書物が正當に査定されたかは疑問が残る。チャップブック (chapbook) と称される安い読み物のたぐいはたとえ所有していたとしても評価の対象にはならなかった可能性が高いからである。⁽²¹⁾しかし、その場合においてもこの所有率の低さは「聖書」との関係で見た場合には重要である。聖書は祈

禱書 (The Book of Common Prayer) と並んで検認遺産目録に個別の書名が登場する数少ない例外である。聖書にはそれだけの権威があったのである。それにも関わらず、ジェントリー層とヨーマン層のごく一部にしか登場してこない。大多数の人々にとっては未だに聖書そのものは「読む」ものではなく「聞く」ものであったということになるのだろうか。あるいは共有財産であったか。いずれにせよ、個人の財産にはなっていなかったことは確かであり、常に手元において、日々手にとって読むという習慣ではなかったことがこの所有率の低さとなって現れていると考えられる。

銀製品や陶器についてはほとんど記述がなく、ワイ川流域では未だ普及していない品物であったと考えられる。同様に、磁器や窓用カーテン、時計、絵画なども全くと言っていいほど普及してはいなかった。唯一記述されているのはナイトの家に絵画が飾ってあったことだけである。こういった新製品、新しい食習慣に基づいた製品類、嗜好品等はワイ川流域の農村地帯にとってはほとんど縁のない物品であった。

以上のことから、ワイ川流域の農村ではかなり質素な

生活を送っていたことになるだろう。新製品や流行品にはあまり手を出さず、生活に必要なものだけを購入し、しかもなるべく長く使うようにしていたのである。これは庶民層のみならず、ヨーマン層においても同じであり、ジェントリー層の場合でも特に新製品に対する態度は決して積極的なものとはいえなかった。したがって、家財道具の充実という面から見た場合には、「大改築」が期待されるほどには進んでいなかったと言わざるを得ない。

5 結論

ヘリフォード州ワイ川流域の農村では、一七世紀の後半においても中世の様式にしたがった木造建築が民家の主流を占めていた。それは中央に炉を一つ配置したクラック建築か木造枠組建築によるオーブンホール型であっただろう。しかも多くは平屋建てで、ホールとチェンバーの二部屋か、もう一部屋増えて三部屋であった。ホールは一家団らんの中心的空間であった。そこにはテーブルと長椅子がおかれ、家族が憩い、食事をし、場合によっては調理する場所であった。チェンバーは家族の寝室であり、家族分のベッド、それも使い古しのものが

部屋を中心に占め、衣類などを納めた櫃がその周辺におかれた。あるいは農作物や農機具をしまう納戸でもあった。場合によっては、同じ屋根の下に家畜も暮らすロングハウスであったかもしれない。

もう少し裕福な家では建物は二階建てになり、部屋数は二〜三部屋増え、一階にはホール、パラー、貯蔵室、二階にはソーラーやチェンバーといった寝室が配された。さらに、ジェントルマンの屋敷であれば、多くは二階建てで、時には部屋数が二〇から三〇もあるような大きな屋敷となった。

部屋の中には当時の生活必需品があふれていただろう。だが、それは使い古されたものが中心で、当時の新製品・流行品はほとんど全くなかった。これはジェントルマンの屋敷であっても同様で、建物は大きく、部屋数は多かったものの、その中に置かれていたものは生活に必要なものが中心で、その社会的威信を表出するような物品はきわめてまれであった。

したがって、ワイ川流域は農業地域的には穀物生産地域でありながら、一七世紀後半の段階でもホスキンスが言うような「大改築」は未だ部分的にしか進んでいなか

った地域といえる。ここでは、「中産層以上」の人々であつてもとても慎ましく生活していたのである。これが炉税の免税対象者が四〇%弱をしめる、したがって「貧しい」とされる農村の「中産層以上」の人々の消費活動の姿である。ここから「下層民」の消費活動を推し量ることも可能であるが、本稿の目的を逸脱するのでここではこれ以上言及しなご。稿を改めて考察すべき事柄である。

(一) W. G. Hoskins, "The rebuilding of rural England, 1570-1640", *Past and Present*, 4 (1953), pp. 44-59; R. Machin, "The Great Rebuilding: a reassessment", *Past and Present*, 77 (1977), pp. 33-48; Id., "The mechanism of the pre-industrial building cycle", *Vernacular Architecture*, vol. 8 (1977), pp. 815-819; N. W. Alcock, "The Great Rebuilding and its later stages", *Vernacular Architecture*, vol. 14 (1983), p. 45. ホスキンスが述べた「Rebuild」の訳語としては「改築」よりも「建て替え」の方が彼のコンセプトを伝えてくるようであるが、「Great Rebuilding」の訳語としては日本語の「まわりくまて懸かか」「大改築」と訳した。なお、以下、本文並びに注におおむねイギリスの建築関係の用語の訳は片野博氏訳の『インテンシ

ンドの民家／R・W・ブランヌキル著』（井上書院、一九八五年）を参考にした。

(2) 拙稿「十七世紀中葉の西ミッドランズの農村」、『社会経済史学』一九九八年、六十四巻四号）、三二一―六〇ページ。

(3) 代表的な研究としては、Margaret Spufford, *The great retooling of rural England: petty chapmen and their wares in the seventeenth century* (London, 1984); Carole Shammas, *The pre-industrial consumer in England and America* (Oxford, 1990); Lorna Weatherill, *Consumer behaviour and material culture in Britain 1660-1760, second edition* (London, 1996). 参考文献。

(4) 代表的な研究として、M. W. Barley, *The English farmhouse and cottage* (London, 1961); Eric Mercer, *English vernacular houses: a study of traditional farmhouses and cottages* (London, 1975). 参考文献。

(5) cf.: A. Everitt, "Farm labourers", in Joan Thirsk, ed., *The agrarian history of England and Wales*, IV, 1500-1640 (Cambridge, 1967), pp. 396-465.

(6) 拙稿「上掲誌」四〇―四四ページ。

(7) 該当する検認遺産目録は以下の通り。Hereford Record Office, HD 3/3, Diocesan Probate Records, & Hereford Deanery Probate Records; Public Record Office, PROB. 4 & 5.

(8) Lyndon F. Cave, *The smaller English house: its his-*

- lory and development (London, 1981), pp. 20-39, 54-55, 79-82, 102-112.
- (9) Royal Commission on Historical Monuments England, *An Inventory of the historical monuments in Herefordshire*, 3 vols (London, 1931-1934).
- (10) Hereford Record Office, "Churchwardens' Accounts, Almeley, 1662-75" and "Accounts of Overseers of the Poor, Almeley, 1662-80", G 73/1.
- (11) Lyndon F. Cave, pp. 40-45, 48-51, 57-59, 70; Eric Mercer, pp. 113-129.
- (12) 貫通通路家屋は貫通通路がホールとサービスマームとを分割するタイプの家屋で、ロングハウスの牛舎に当たる部分がサービスマームに置き換えられた場合と、領主層の分散型屋敷から発達した場合とがある。Eric Mercer, pp. 50-59.
- (13) Francis W. Steer, ed., *Farm and cottage inventories of Mid-Essex 1635-1749* (Chichester, 1969); John S. Moor, ed., *The goods and chattels of our forefathers: Frampton Cotterell and District probate inventories 1539-1804* (Chichester, 1976).
- (14) M. W. Barley, "Rural building in England", in Joan Thirsk, ed., *The agrarian history of England and Wales, V, 1640-1750, Part II: Agrarian change* (Cambridge, 1985), pp. 667-677. 建物は横長の長方形をしており、長さ方の壁両面に戸口があり、そこを貫通通路が結び

この通路を挟んで片方に居住区、もう片方に牛舎が配された。Eric Mercer, pp. 34-49.

- (15) もともと二人のモーンの検認遺産目録には「入り口 (entry)」の記述がみられ、これはおそらく「交差通路 (cross passage)」を指すと思われるので、この一部には近代的な非分割家屋、それも初期のロビー玄関家屋が使われていたと推測される。Maurice Barley, "A glossary of names for rooms in houses of the sixteenth and seventeenth centuries", in I. L. Foster and L. Alcock, eds., *Culture and environment: essays in honour of Sir Cyril Fox* (London, 1963), p. 488. 交差通路とは家屋の軸を横断する通路で、貫通通路と違い、戸口は一方の端にのみついているものを指す。なお、非分割家屋は通路で家屋が上手部分と下手部分に分割されていない民家を指し、初期のロビー玄関家屋 (lobby-entrance house) は出入り口として貫通通路ではなくロビーなどの玄関を持つタイプであり、新築の場合と煙突を組み込むとき貫通通路をさまざまな形で作られた場合があった。Eric Mercer, pp. 60-77.
- (16) 室名の邦訳は容易ではない。同じ名前であってもその用途が違ふとまったく異なる存在になってしまう。例えば、ホールは古くタイプでは調理もし、寝ることもあった部屋であるから、これを「居間」と機械的に訳してしまうと誤解を招くおそれがある。バーラーを「応接間」と訳すのも同様である。したがって、邦訳しても問題がないと思われる場合にのみ、邦訳名を当てている。なお、原語の室

名用語集として次の論文が参考になる。Maurice Barley, "A glossary of names for rooms in houses of the sixteenth and seventeenth centuries", pp. 479-501.

(17) 一六六四年と一六七一年の炉税台帳では課税世帯の四〇%弱が炉が一つとちれてゐる。またほとんどの免税世帯は炉は一つだったので、それを加えれば地域全体の七五から八〇%の家屋で炉が一つだったことになる。PRO, Hearth Tax Returns, E. 179/119/492 (Herefordshire, 1664), E. 179/248/14 (1671).

(18) M. W. Barley, "The use of upper floors in rural houses", *Vernacular Architecture*, vol. 22 (1991), pp. 20-23.

(19) Lorna Weatherill, pp. 25-42. ウェザリルの研究の場合、重要と思われる品目を選び出してその通時的变化、地域的差異を追求しており、地域選定にも史料制限がある

ので、これらはあくまで全体の傾向、趨勢として理解しておく必要がある。なお、以下の家財道具の用語については、次の解説・用語集を参考にした。Francis W. Steer, "Introduction", in Francis W. Steer, ed., pp. 1-70; John S. Moor, "Glossary", in John S. Moor, ed., pp. 290-340.

(20) Francis W. Steer, pp. 28-29.

(21) 一七世紀の書物の普及や読書のあり方について、とりわけチャップマンについては次を参照のこと。Margaret Spufford, *Small books and pleasant histories: popular fiction and its readership in seventeenth-century England* (Cambridge, 1985).

一九九九年六月七日 受稿
一九九九年七月九日 受理

(一橋大学助手)